

官民対話の結果(質問回答)

No.	資料名	該当場所						質問	回答	
		頁	章	項			タイトル			
1	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	「修繕費相当分については、事業者の計画する業務内容に従って実施された実績に基づき支払う」とありますが、ここでいう「実績」とは、事業者が修繕報告書等を提出し、貴局の検収を得た修繕内容のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	事業者による技術開発や努力によって当初予定した修繕頻度や修繕内容を削減できた場合は質問No.1の「実績」の有無に関わらず事業者のインセンティブになるとの理解でよろしいですか。(当初予定した20年間の修繕費総額に対して削減できた分は事業者のインセンティブになるとの理解です)	事業提案書(様式7-4-3)に記載された修繕内容や頻度を削減することは認めません。ただし、期間(実施年度)については、事業者の判断で変更することを認めます。
3	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	予算措置前であれば計画修繕の変更が可能との理解ですが、具体的な時期についてご教示願います。	当該年度の前年9月頃を目処としてください。
4	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	20年間の支払い総額に変更がない場合、修繕計画の変更が可能との理解ですが、事業者への支払額については修繕計画変更後の価格になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、変更内容については予め公営企業局が確認を行います。
5	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	修繕計画の変更は20年間の期間内で総額が変わらなければ何回でも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	計画外の突発修繕事項が発生した場合、事業者の負担でしょうか。あるいは貴市で修繕が可能でしょうか。	計画外の修繕は事業者の負担になります。
7	入札説明書	7	2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	計画外の突発修繕事案が発生した場合、緊急性のない設備の修繕項目を削除して、突発修繕費に充ててもよろしいでしょうか。	設備の保全に支障がないと予め公営企業局が判断した場合は認めるものとします。
8	入札説明書	22	3	7	(2)	①		著作権	9月14日付質問回答では、事業提案書は、「貴局との間で本事業契約を締結して事業を遂行する前提」として提出されていること、また「事業提案書は、特定事業契約の一部をなす」等との理由から、落札者の同意なくして使用できるとのご回答をいただきましたが、事業提案書は、落札者選定基準を参考に、企業が他社との差別化を図るべく独自の知見やノウハウを織り込んで作成するもので、貴局に自由に開示されてしまうと、落札者の競争上の地位を害することも想定されます。基本協定書(案)等での秘密保持条項と同様に、貴局による公表にあたっては、予め内容を確認する機会を設けていただきたくお願いいたします。	著作権に関する考え方は入札説明書に関する質問回答No.32のとおりですが、事業提案書の開示を行う際には、提案事業者に連絡を行います。
9	入札説明書別紙1	1		2	(2)			維持管理・運營業務に係る対価(サービス購入量B)支払いの対象となる費用 ■変動費 ④その他費用	脱水汚泥の実処理量は受入汚泥量である、との理解でよろしいかご教示願います。	本事業では、市内の各浄化センターで発生した脱水汚泥を「全量受入」を行うものであり、「実処理量」は「本事業における固形燃料化処理量」及び「場外処分量(埋立処分・場外有効利用等)」を合算した「受入汚泥量」とご理解ください。

官民対話の結果(質問回答)

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
10	入札説明書別紙1	1		2	(2)		維持管理・運營業務に係る対価(サービス購入量B)対価の算定方法 ■各支払期の支払金額	支払金額 = 脱水汚泥の実処理量(wet-t) × 提案単価(円/wet-t)におきまして、「脱水汚泥の実処理量(wet-t)」箇所に、対象四半期の「脱水汚泥の受入量(wet-t)」を代入する方法で計算する、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。 「実処理量」の考え方については、No.9の質問回答を参照ください。
11	入札説明書別紙1	1		2	(2)		維持管理・運營業務に係る対価(サービス購入量B)支払いの対象となる費用 ■変動費 ④その他費用	質問No.10に関連し、受入れた汚泥を外部搬出の上、汚泥有効利用率が低下しないセメント原料化や堆肥化で有効利用した場合の処理費用の取扱い(貴局のご負担有無)をご教示願います。また、貴局のご負担有、の場合、どの費目(サービス購入量B-2 or サービス購入量B-1)で算定すべきか、併せてご教示願います。	脱水汚泥の場外処分に係る費用は、サービス購入量B-2として支払います。 場外処分にかかわる費用(埋立処分費、有効利用費)は、受入汚泥量見合いの提案単価に含めて算出ください。
12	入札説明書別紙1	1		2	(2)		維持管理・運營業務に係る対価(サービス購入量B)支払いの対象となる費用 ■変動費 ④その他費用	質問No.11に関連し、以下事項の精算時の取扱いにつきましてご教示願います。 ①. 有効利用率が低下する埋め立て処分による処理を行った場合 ②. 仮に、有効利用率を100%未満として予め提案させて頂く場合の、有効利用できない(補数)部分に係る費用算定方法 ③. 有効利用率の実績が、提案値未満(未達成)となった場合の費用負担について	①②については、No.11の質問回答を参照ください。 ③は、入札説明書別紙3 3(2) 2)ウを参照ください。
13	入札説明書別紙1	3		4	(1) 2)		維持管理・運營業務に係る対価	「維持管理・運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると公営企業局が認める場合、協議を行い見直しすることができる。」との記載がありますが、係る指標の提案を行う場合、当該記載すべき様式に指定がございましたらご教示願います。もしくは、任意の様式にて行ってもよろしいでしょうか。併せてご教示願います。	任意の様式で構いません。 ただし、合理性及び妥当性が確認できない場合は、認めない又は追加の指示を行うこととなります。
14	要求水準書	3	1	1-7			立地条件	配管設備等を設置するため、事業用地外の空き地を使用することは可能でしょうか。また、植栽を伐採することは可能でしょうか。	配管設備等を設置するために事業用地外の空き地を使用することは可能です。また、植栽を伐採することも可能です。 なお、空き地の使用に際しては、維持管理導線に支障の無いように配慮してください。
15	要求水準書	8	1	2-3-3	(1)		事業者による許認可、届出等	本事業で新たに設ける建築物については、建築基準法第51条ただし書きの許可に関する手続は不要になるものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法第51条ただし書きの許可に関する手続は不要です。
16	要求水準書	9	1	2-3-4	(6)		固形燃料化施設周辺場内整備	場内整備の範囲の考え方について確認させて下さい。 事業用地内:整備対象 未利用用地内:使用する場合整備対象 事業用地・未利用用地外の周辺道路(舗装済の部分):工事完了時に道路幅を含め現況復旧 事業用地・未利用用地外の周辺道路(未舗装の部分):工事で使用した箇所は、工事完了時に現況復旧	ご理解のとおりです。

官民対話の結果(質問回答)

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項					タイトル
17	要求水準書	10	1	2-3-4		表1-4注4)	屋内範囲、屋外設置	要求水準書に関する質問回答No.10において「電気設備、臭気・騒音・振動・粉塵等が発生する設備が想定の対象です」とご回答頂きましたが、事業者提案に基づき、振動・騒音に係る十分な対策を講じることで屋外設置は可能、との理解でよろしいか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	14	1	2-5-4 2-5-5			責任分界点と取合条件 用水・燃料	各種ユーティリティの供給条件について記載されていますが、砂ろ過水の供給ポンプや二次処理水の供給ポンプ、消化ガスのブロワ等に必要な電気についての記載がありません。これらの電気代は事業者負担でしょうか。	固形燃料化施設に必要なユーティリティ供給設備(質問にあるポンプ類等)の電気代は事業者負担になります。 なお、公営企業局が維持管理を行うケーキ圧送ポンプの電気代は公営企業局負担になります。
19	要求水準書	14	1	2-5-4			責任分界点と取合条件 用水・燃料	砂ろ過水及び二次処理水のリスク分担について、貴局の事由により砂ろ過水及び二次処理水の供給が停止した場合、貴局のリスクと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、未利用用地利活用事業で使用する各種ユーティリティに関しては、質及び量等の変動リスクについて、公営企業局は責任を負いません。また、処理場の運営に支障をきたす場合は、各種ユーティリティの使用を制限することがあります。
20	要求水準書	25	2	1-2	(9)	①	掘削土砂及び排水	余剰となった建設発生土は松山市建設発生土ガイドラインを踏まえ、貴市にて処分先を指定していただけたらと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	受注者による自由処分となります。ただし、松山市建設発生土ガイドラインに適用した処分先であることが前提となることから、協議により決定とします。
21	要求水準書	25	2	1-2	(9)	③	工事期間中発生する排水	工事中の湧水はノッチタンクなどで泥分を沈殿させたのちに、汚水系統に放流することは可能でしょうか。ご教示願います。	工事中の雨水及び湧水を汚水系統に放流することは認めません。なお、泥分を沈殿させる等、濁水防止対策を講じたうえで雨水系統に放流してください。
22	要求水準書	26	2	2-1-2	(1)	③	配置計画	受変電設備は電気室内に設置しますが、動力制御盤は機側に設置してもかまいませんか。	動力制御盤については、電気室に設置する必要はありません。事業者が維持管理を行いやすい場所に設置してください。屋外設置の場合は材質等には十分配慮して製作してください。
23	要求水準書	36	2	2-5	(2)		土木基礎及び土木構造物	建設予定地の計画浸水深さは0.4mとのご回答をいただきましたが、これは洪水時のみならず高潮時も適用されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	計画浸水深さ0.4mは、高潮には適用されません。 なお、高潮については現在耐水化計画を策定中であることから、現時点で考慮する必要はありません。
24	要求水準書別紙	9		1-1			表7 主要な汚泥性状代表値と実績変動	脱水汚泥性状の代表値と変動幅が記載されていますが、実施方針(資料2 リスク分担表No.52)にある【一定範囲】とは【変動幅】との理解でよろしいでしょうか？脱水汚泥の受け入れ基準を確認するものです。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書別紙	16		2-4			上水系統図	上水の配管は指定給水装置工事事業者による届出及び施工が必要でしょうか？	場内の上水系統は全て直圧配管になるため、指定給水装置工事事業者による届出及び施工が必要になります。
26	要求水準書別紙	16 19		2-4 2-7			上水系統図 プラント排水・生活雑排水	既存図面によると、給水配管等が責任分界点よりも事業用地に近い位置に埋設されています。取り合い点を最寄りの配管に見直すことは可能でしょうか。ご教示願います。	取合点二次側の給水使用箇所に影響を与えない場合は、取合点は変更可能です。

官民対話の結果(質問回答)

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項					タイトル
27	要求水準書別紙	19		2-7			プラント排水・生活雑排水	既存図面によると、指定された排水先人孔の管底深が、2.204となっています。TP+2.204mと考えると現況地盤レベルからするとかなり浅いのですが、正しいと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	既存図面では①-1の流入が+2.204、①-4の流入が+1.343となっています。また、現地で実測したところ、マンホール天端からの実管底は1.87mとなっていました。
28	要求水準書別紙	20		2-8			雨水排水	雨水排水は、要求水準書に明記されていない排水路に接続してもよろしいでしょうか？	接続箇所の後流に影響を与えない範囲で接続することは可能です。
29	基本協定書(案)	2	第3条	2			特定事業契約	9月14日付質問回答において、基本協定書第3条第2項の違約金と、建設工事請負契約書第54条をはじめとする各特定事業契約に定める違約金とは、重複して支払う必要はないとのご回答をいただきましたので、建設工事請負契約は締結済みの場合であって、デフォルト事由に該当する場合は、建設工事請負契約書第54条の規定が適用されるものと理解しております。従いまして、基本協定第3条第2項の「特定事業契約の締結前に」を、「建設工事請負契約の締結前に」とご修正頂きたいお願い致します。	基本協定書第3条第2項の違約金と、建設工事請負契約書第54条をはじめとする各特定事業契約に定める違約金とは、重複して支払う必要はないことは既に回答させていただきましたとおりであり、当該回答をもってご理解下さい。
30	建設工事請負契約書(案)	16	第24条	1, 3			請負代金額の変更等	本条但書につきまして、「建設工事請負契約(案)に関する質問回答」No.24にて、請負代金額の変更につき協議が調わない場合の対応策として、発注者がそれまでの受注者との協議内容を踏まえて合理的範囲においてその額を定めることを想定されているとのご回答をいただきました。しかしながら、請負代金額に反映させるべき追加費用につき発注者と受注者の見解が大きく異なる場合、本条但書によって、請負代金額の変更につき受注者の要望を十分に汲んでいただけない可能性を排除できず、その場合、契約金額に当該リスクの費用を加算することになり、経済合理性を欠く内容となってしまいます。従いまして、本条但書については削除願います。第34条第3項但書についても同様です。	既に回答させていただきましたとおりであり、削除には応じられません。
31	維持管理・運営委託契約書(案)	14	第22条				遅延損害金	本業務に先立つ本事業の建設工事が遅延し建設工事の工期が見直された場合は、本業務の開始時期も変更いただけるとの理解でよろしいでしょうか。本業務の受注者であるSPCが入札説明書等により指示された業務を指定期日までに終了できないことが、建設工事の工期変更の結果によるときは、SPCには維持管理運営契約に基づく遅延損害金を支払う義務は生じないことを確認させていただきますたく存じます。	ご理解のとおりです。
32	維持管理・運営委託契約書(案)	14	第22条				遅延損害金	本業務の委託の性質は、貴局が指定する処理対象物を、指定する量だけ、要求水準に則り維持管理・運営することをお約束するものであり、「指定期日までに維持管理業務に属する保守点検を行う」ことまでお約束するものではないと理解しております。従いまして、保守点検の各項目に関する遅延損害金規定の適用につき、ご再考願います。	保守点検業務も本業務の一部をなすものであって、一定の時期に実施すべきものについては当該時期に実施して頂く必要があり、それを遅延した場合には遅延損害金が発生することがあります。

官民対話の結果(質問回答)

No.	資料名	該当場所					質 問	回 答	
		頁	章	項					タイトル
33	維持管理・運営委託契約書(案)	14	第24条				不可抗力により施設に損害が生じたときは、建設工事請負契約書第30条第4項の規定と同様に、契約金額を19.5で除した額の100分の1を超える額については発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。実施方針の資料2 リスク分担表No.24注釈において、「一定の割合までは事業者も負担」とあります記載との関係につき、明確化のためご教示願います。	建設工事請負契約に基づき施設が引き渡された後、不可抗力により施設に生じた損害について、受注者に負担を求めることはありません。もっとも、施設に損傷が生じた結果として、第24条第1項に規定する程度の維持管理費用について増加費用が生じる場合には、同項の協議において契約内容等の見直しの中で負担を決めることとなります。そうでない場合には、受注者においてご負担いただくこととなります。	
34	維持管理・運営委託契約書(案)	24	第41条の2				柱書の「(契約不適合責任に係る修補請求等を含むが、これに限られない)」につきまして、「本契約に基づいてなされた補修・修繕等についての契約不適合」であるご回答いただきましたが、本業務の委託の性質は、貴局が指定する処理対象物・指定量を要求水準に則り維持管理・運営業務を履行することと解しており、「本契約に基づいてなされた補修・修繕等に関して種類又は品質につき保証する」ことではないと理解しております。従いまして、「(契約不適合責任に係る修補請求等を含むが、これに限られない)」は削除願います。	既に回答させていただきましておとりであり、ご要望には応じられません。維持管理・運営業務委託契約の契約業務の中には、本施設の維持・修繕、性能維持も含まれているとご理解下さい。	
35	未利用用地利活用事業契約書(案)	2	第2条	1	(3)		撤去期間の終了日が記入されていますが、未利用用地地活用事業の期間内で撤去するのでしょうか。第11条では「本契約が終了・解除された場合は、発注者の指示に従い、速やかに～設備を撤去」とあり、事業終了後に行われると理解できます。	契約終了・解除後に速やかに撤去してください。第2条1項(3)の記載を修正します。	
36	様式集(エクセル)	64					様式6-2-2別紙②	サービス購入量B-3(固定費:修繕費)の記入欄がないので、当該エクセル様式を修正願います。	サービス購入量B-3(固定費:修繕費)の記入欄を追記します。
37	様式集(ワード)	76					様式6-3-3受入設備・貯留設備能力(施設処理能力)	施設余裕率に係る貴局の考え方を改めてご教示願います。(国庫補助金活用事業であることを踏まえた適正な施設規模設定に関する要件等) 本事業遂行に際し、最適な操業計画に基づく適正な施設処理能力を設定致したく、念のため確認させて頂く次第です。 また、本事業期間内における他自治体様の汚泥受入(広域化・共同処理)の可能性有無につきましても、差し支えない範囲でご教示願います。	施設余裕率については、脱水汚泥発生量や汚泥運搬量、固形燃料化施設及び固形燃料化物受入先の定期点検や修繕期間等を考慮し、事業者にて判断してください。なお、事業提案時に様式6-3-3で根拠を提示してください。 また、事業期間中において、他自治体の汚泥を受け入れる可能性は、現時点ではありません。
38	様式集(ワード)	77					様式6-3-4受入設備・貯留設備能力(貯留槽容量)	貯留可能日数に係る貴局の考え方を改めてご教示願います。(国庫補助金活用事業であることを踏まえた適正な貯留可能日数設定に関する要件等) 本事業遂行に際し、最適な操業計画に基づく適正な貯留槽容量を設定致したく、念のため確認させて頂く次第です。	No.37の質問回答を参照ください。
39	様式集(ワード)	81					様式6-4-1(維持管理・運営体制)	落札者決定後に、維持管理・運営業務の一部を担う構成員の追加を予定しておりますが、当該追加構成員を予め維持管理・運営体制に組み込んだ形での具体的な提案を行うことは可能でしょうか。ご教示願います。 様式6-2-8(地域貢献)の提案内容(貴市内居住者の継続雇用・19.5年間の年平均費用)にも相応に関係するため、予め確認させて頂く次第です。	追加構成員については、落札者決定後の事案となるため、現時点で追加構成員として提案することは、認められません。ただし、地域貢献について、構成員問わず予定従事者として計上することは差し支えありません。

官民対話の結果(質問回答)

No.	資料名	該当場所					質問	回答
		頁	章	項	タイトル			
40	様式集 (ワード)	83				様式6-4-3 (固形燃料化物有効利用)	事業者(SPC)から有効利用先企業への販売単価を記載する様式となっておりますが、当該記載を求める理由を参考までにご教示願います。	生成した固形燃料化物に対する適正な販売単価が計画されているかを確認するためです。
41	様式集 (ワード)	84				様式6-4-4 (セルフモニタリング)	落札者決定後に、維持管理・運營業務の一部を担う構成員の追加を予定しておりますが、当該追加構成員を予めセルフモニタリング体制に組み込んだ形での具体的な提案を行うことは可能でしょうか。ご教示願います。	追加構成員を前提とした提案はできません。(構成員、協力企業の有無を問わず、予定従事者として本事業に参加する場合は、可能と考えます。)
42	その他					土壌対策法	貴市においては、「一定規模(3000m ²)以上の土地の形質の変更を行う場合は、着手する日の30日前までに松山市長への届出が必要になります。」と定められております。本事業では3000m ² を超える可能性があるため、土壌の調査等を実施することを想定しております。 調査の結果、土壌の汚染が見つかった場合、対策を講ずる必要がございますが、現時点では汚染の有無は不明なため、対策方法及び費用については、設計変更とさせていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	その他					掘削土	事業から発生する掘削土は場内保管でよろしいでしょうか。その場合、保管場所をご教示願います。	掘削土の仮置きは、場内保管可能です。なお、保管場所は受注後の協議事項となります。
44	その他					既存設備	既設汚泥焼却施設の受入棟および管廊について、撤去・解体等の予定がありましたら、ご教示願います。	現時点では受入棟および管廊を撤去・解体する予定はありません。
45	その他					既存設備	事業用地に敷設されている消化ガス管について、撤去の予定は有りますでしょうか。撤去となる場合、撤去時期をご教示願います。	事業用地及び未利用用地に露出で配管されている消化ガス管は、今年度撤去する予定です。
46	その他					仮設事務所・駐車場	事業用地外の仮設事務所設置場所・駐車場に関しまして、建設期間中に弊社仮設計画に基づく用地を使用させて頂きたく、ご検討願います。	西部浄化センターの運営に支障がない範囲で認められますが、受注後の承諾事項となります。